



## Tax & Legal Newsletter

2022年9月

※本ニュースレターは、英文ニュースレターの翻訳版です。  
日本語訳と[原文](#)（英文）に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

### 長期滞在外国人の税制優遇措置の適用を判断するための基準

2022年8月26日に発行され、2022年9月1日に施行された所得税に関するタイ歳入局長官からの通知（第427号）は、2022年5月21日付勅令（第743号）に基づいて定められた特定の税優遇措置を受けることができる外国人の資格を決定する規則、手続及び条件について定めています。この優遇措置（状況に応じて、個人所得税の税率の引下げや特定の所得に対する個人所得税の免除を含む）は、通達の施行日（2022年9月1日）から、勅令第743号に記載された特定のグループ、すなわち高度な技能を有す外国人専門家、「富裕国」と指定された地域の外国人、定年退職した外国人及びタイからのリモートワークを望む外国人等に該当する有資格者のために適用されるものです。通達第427号で定められている要件は、下記のとおりです。

- 外国人は、出入国管理に関する法律に従い、長期滞在ビザを取得していること、及び
- 外国人は、必要な基準を満たし、投資委員会事務局が定める特別短期滞在ビザの条件を遵守すること。

また、高度専門職に該当する外国人が減税優遇措置を受けるためには、下記の追加規定、手続及び条件を遵守する必要があります。

- 外国人は、競争力強化法、投資促進法、又は東部経済回廊の規則に従って決定された、対象産業で事業を行う企業又は法人パートナーシップとの雇用契約に基づく従業員でなければならない。減税優遇措置を受けることを希望する外国人従業員を雇用する企業は、その事業所が所在する地域の歳入局に従業員の氏名を提供するための報告書を作成しなければならない。

この報告書には、最低限、通達第 427 号に添付されたテンプレートに指定された詳細及び記述の記載が必要である。

- 外国人は、当該雇用に関連して、タイ歳入法第 40 条第 1 項に基づく適切な所得を稼得しなければならない。
- 外国人が減税優遇措置を希望する課税年度について、法的に定められた期間内に、給与所得を稼得する外国人用の個人所得税申告書（PND.95）をタイ歳入局に提出しなければならない、及び
- 外国人が一定の課税年度において上記の要件を満たさない場合、その特定年度に関する減税措置が受けられなくなります。

### **e-Donation システムによる医療財団への寄附に関する税制優遇措置の規定、基準及び条件**

タイ歳入局長官からの通達 2022 年 8 月 2 日、タイ勅令第 754 号（2022 年 7 月 18 日付）に基づき、2022 年 4 月 26 日から 2022 年 12 月 31 日までに電子寄附（e-Donation）システムを通じて「上場医療財団」に行われる寄附に関して、税制優遇措置を申請できる規則、基準条及び件等について定める通達（42 号）が施行された。勅令第 754 号は、個人、企業及びパートナーシップに対して、適格な寄附に対する 100%の追加所得税控除（すなわち合計 200%の控除）を提供し、寄附に関する VAT、特定事業税、印紙税の一定の免除を提供するものです。通達第 42 号で定められた要件は下記のとおりです。

- 個人所得税の控除を受けるには、現金による寄附でなければならない。
- 法人税の場合、現金の寄附の他に、資産や棚卸資産の寄附も控除の対象となる。ただし、現金以外の寄附金については、下記の規定を遵守することにより、控除を受けることができる。
  - 新たに購入した資産の寄附の場合、寄附者は、品目の説明と購入価格を記載した購入の証拠を保持しなければならない。購入価格に基づいて控除が認められる。
  - 寄附者の固定資産台帳に記録されている中古資産の寄附については、減価償却費控除後の純資産価値に基づいて控除が認められる。
  - 棚卸資産（新たに購入した棚卸資産又は既に所有している棚卸資産）の寄附の場合、証拠書類で特定された当該棚卸資産にかかった費用に基づいて控除が認められているが、その金額は前会計年度からの繰越在庫の価額を超えてはならない。
  - 資産や在庫が寄附されるために購入された場合、控除の根拠となる価格は、寄附された品物の市場価値を超えてはならない。

寄附者は、勅令第 754 号に規定される所得税の控除、付加価値税、特定事業税及び印紙税の免税措置の申請を裏付ける証拠として、e-Donation システムに記録された情報を利用することができ、税務調査官に寄附金の領収書を提示する必要がありません。

### **e-Donation システムによる首相官邸への寄附に関する税制優遇措置の規定、基準及び条件**

タイ歳入局長官からの通達（2022 年 8 月 10 日、タイ王国令第 751 号（2022 年 7 月 18 日付）の規定に基づき、個人、企業及びパートナーシップが新型コロナウイルス感染症（以下「COVID-19」）対策支援のために首相官邸に対して、e-Donation システムを通じて 2022 年 3 月 6 日から 2023 年 12 月 31 日ま

で行った寄附に関して所得税控除及び VAT 免除を申請するための規則、基準及び条件を規定した第 43 号が発行されました。その要件は下記のとおりです。

- 個人所得税の控除を受けるには、現金での寄附が必要である。
- 法人税の場合、現金の寄附の他に、資産や棚卸資産の寄附も控除の対象となる。ただし、現金以外の寄附金については、下記の規定を遵守することにより、控除を受けることができる。
  - 資産又は在庫の寄贈は、首相官邸が指定する種類・種類の資産又は在庫に限られる。
  - 新たに購入した資産の寄附の場合、寄附者は、品目の説明と購入価格を記載した購入証明書を保持する必要がある。購入価格に基づいて控除が認められる。
  - 寄贈者の固定資産台帳に記録されている中古資産の寄贈については、減価償却費控除後の純資産価値に基づいて控除が認められる。
  - 棚卸資産（新たに購入した棚卸資産又は既に所有している棚卸資産）の寄附の場合、証拠書類で特定された当該棚卸資産に係る費用に基づいて控除が認められているが、その金額は前会計年度からの繰越在庫の価額を超えてはならない。
  - 資産や在庫が寄附されるために購入された場合、控除の根拠となる価格は、寄附された品物の市場価値を超えてはならない。

寄附者は、勅令第 751 号に規定される所得税控除や付加価値税免除措置の申請を裏付ける証拠として、e-Donation システムに記録された情報を利用することができ、税務調査官に寄附金の領収書を提示する必要がありません。

### **COVID-19 事態を解決するための輸入医薬品及び医療品の寄贈に関する税制優遇措置の規定、基準及び条件**

タイ歳入局長官からの通達（2022 年 8 月 11 日にタイ国勅令第 755 号（2022 年 7 月 18 日付）の規定に基づき、COVID-19 の状況を解消するために 2022 年 4 月 1 日から 2023 年 12 月 31 日までに行われる輸入医薬品及び医療品の適格寄附に関して、企業又はパートナーシップの所得税及び付加価値税の免除に関する規則、基準及び条件を定める通知（第 44 号）が施行されました。寄附が適格寄附とみなされるためには、保健省が定めるリストに該当する特定の輸入品を、タイ赤十字社等から承認された公的慈善団体や医療施設に寄附することが条件となります。また、輸入寄附者は輸入申告書に「COVID-19 のための寄附」と記載することが免除の条件となります。

タイ国勅令第 755 号に基づく所得税及び付加価値税の免税措置を希望する企業又はパートナーシップは、寄贈品の原価を法人所得税の計算において費用として控除することはできず、また、輸出入国書類及び受贈者が発行する寄贈受領書等の裏付けとなる証拠を保持し、税務調査官が検査できるようにしなければなりません。

## Contacts

本ニュースレターに関するご意見・ご質問は、下記の連絡先、又は [Thailand Tax and Legal team](#) までお問い合わせください。

### Anthony Visate Loh

#### International Tax & Legal

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40112

Email: aloh@deloitte.com

### Mark Kuratana

#### Global Employer Services

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40125

Email: mkuratana@deloitte.com

### Alisa Arechawapongsawat

#### Transfer Pricing

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40171

Email: aarechawapongsawat@deloitte.com

### Nu To Van

#### Indirect Tax (Customs & VAT)

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40163

Email: ntovan@deloitte.com

### Chairak Trakhulmontri

#### Transfer Pricing

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40157

Email: ctrakhulmontri@deloitte.com

### Patcharaporn Pootranon

#### Legal - Corporate

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40173

Email: ppootranon@deloitte.com

### Darika Soponawat

#### Business Tax (Tax Compliance)

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40115

Email: dsoponawat@deloitte.com

### Pornpun Niyomthai

#### Global Employer Services – Immigration

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40175

Email: pniyomthai@deloitte.com

### Dr. Kancharat Thaidamri

#### Transfer Pricing

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40118

Email: kthaidamri@deloitte.com

### Stuart Simons

#### Transfer Pricing

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40135

Email: ssimons@deloitte.com

### Korneeka Koonachoak

#### Business Tax (Value Chain Alignment)

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40122

Email: kcoonachoak@deloitte.com

### Wanna Suteerapornchai

#### Business Tax (M&A)

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40144

Email: wsuteerapornchai@deloitte.com



### Dbriefs

A series of live, on-demand and interactive webcasts focusing on topical tax issues for business executives.



### Power of With

Focus on the power humans have with machines.



### Tax@hand

Latest global and regional tax news, information, and resources.

Get in touch



**Deloitte Thailand | Add as safe sender**

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see [www.deloitte.com/about](http://www.deloitte.com/about) to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which are separate and independent legal entities, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

**About Deloitte Thailand**

In Thailand, services are provided by Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Co., Ltd. and its subsidiaries and affiliates.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms or their related entities (collectively, the “Deloitte organisation”) is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication. DTTL and each of its member firms, and their related entities, are legally separate and independent entities.

© 2022 Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Advisory Co., Ltd.